

放射線モニタシステム

仕様書

I. 概要

本書は、当院（被ばく医療施設）の既設放射線モニタシステムの更新に関し、その機器の構成、仕様等を明示した仕様書である。

1. 調達物品の背景及び目的

当院に設置してある、放射線モニタシステムの中央監視装置において納入後、約14年経過しております。

システムの制御及び作動等に使用しているファクトリーコンピュータは連続稼働保証及び長期供給、長期メンテナンス対応が可能な特別なモデルを使用しております。

しかしながら既にメーカーによるアフターメンテナンスが収束しており、故障時に取替可能なハードディスクも入手不可能な状況である。

システムの制御及び各端末の作動・データ収集を行うシステムを壊れやすいハードディスクは使用せずコンパクトフラッシュを使用したシステムへ更新し、既設同様モニタ制御装置にて集中制御監視を行い、測定結果、動作状態に関する日報、月報、3月間報及び年報の作表、集計結果のグラフ作成等のデータ処理、検出部の動作及びデータ伝送の制御、測定条件設定等の指令を行えるものに更新する。

将来的にも、各モニタを増設できるものを更新する。

2. 調達物品名及び構成内訳

放射線モニタシステム 一式

(構成内訳)

(1) 放射線モニタシステム
 中央監視装置 1台

3. 技術的要件

- 3-1 本件調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の技術的要件は、5. 調達物品に備えるべき技術的要件に示すとおりである
- 3-2 本調達物品は、既設使用品と無条件で一体化・運用できること。および各種システムの増設、拡張が可能であること
- 3-3 強化されたメンテナンス体制を確立しており、迅速かつ適切な運用が可能であること。
- 3-4 技術的要件はすべて必須の要求要件である。
- 3-5 必須の要求要件は、本院が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判断が示された場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。

4. その他

(1) 仕様書に関する留意事項

入札機器に関して、入札時点で製品化されていない物品で応札する場合には、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を充分に説明できる資料、及び確約書等を提出すること。

(2) 提案に関する留意事項

- ① 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつわかり易く、記載すること。従って、本仕様書の技術的要件に対して単に「はい、できます。」「はい、提案します。」といった回答の提案書の場合で、調達側で提供された資料が不明確と判断される場合には、技術的要件を満たしていないものとして不合格とする。

- ② 提出された内容について、ヒアリングを行う場合がある。
- ③ 可能な限り、当院の効率的な運用を心がけること

5. 調達物品に備えるべき技術的要件の概要

(性能、機能に関する要件)

1. 放射線モニタシステムにおいて更新する機器は、以下の要件を満たすこと。

1-1 中央監視装置は、以下の要件を満たすこと。

1-1-1 ハードディスクドライブを使用していない専用装置であること。

1-1-2 測定データの保存は5年分以上出来ること。

1-1-3 A4モノクロレーザープリンタ1台が付属されていること。

1-1-4 既設使用する機器である以下の装置も接続・制御が可能であること。

① γ 線エリアモニタ DAM-102

(日立アカデミカル社製) 2台

② β (γ) 線ガスマニタ DGM-101

(日立アカデミカル社製) 1台

1-1-5 将来的にモニタを増設する場合は、今回更新する中央監視装置に接続できること。

(性能、機能以外の要件)

1. 設置条件等

- (1) 原則として既設の空間、空調等の物理的環境に対応すること。
- (2) 設置場所は本院 指定場所とする。搬入、配線、据付にあたっては職員の指示によること。
- (3) システム構成機器間の専用通信線は既設使用を基本とするが、追加等で敷設を要する場合の費用は受注者の負担とする。
- (4) システム構成機器の搬入、据付、撤去に要する費用は受注者の負担とする。撤去する機器は受注者の負担とする。
- (5) 必要に応じて転倒防止の対策を実施すること。
- (6) 中央監視装置とそれぞれの機器を接続するための設置工事は、他の既設設備に悪影響を与えないよう受注者の責任において行うこと。
- (7) 機器の設置後試運転を行い、放射線モニタシステムとして的確に機能するように調整すること。
- (8) 本院側で一次側電源、給排水施設等は提供するが、電気工事等が必要となる場合は事前に書類を提出して協議すること。
- (9) その他、本仕様に明示が無くても、システムとして機能するために当然備えているべき設備については完備すること。

2. システムの検査、引き渡し

- (1) システム設備完了後に、仕様に定めた用件を満たしているか担当職員の検査を受けること。
- (2) 上記の検査合格をもって引き渡しを行うものとする。
- (3) 検査に要する費用は受注者の負担とする。

3. 障害・故障発生時

- (1) システム及び各々の機器に障害あるいは故障が発生したときには、技術員等を派遣する等

をして、原因の究明と復旧にあたることのできる体制をとること。

- (2) 上記障害・故障発生時の対応図を提出すること。
- (3) システム納入後1年間は保証期間とし、無償でシステムの保守及び故障修理を行うこと。

4. その他

- (1) 取扱説明

取扱説明は本院と協議の上、指定する日時、場所にて行うこと。

- (2) 取扱説明書等

取扱説明書は、各機器について日本語版にて2部提供すること。

放射線モニタシステム プロシク図

